

明治三十一年十二月二十六日 認信省可

明治三十三年五月十五日 號



次 目

目 次

◎奉祝

社 説

◎讀史所感(中)

論 説

◎感化法發布に就ての所感

月見覺了

◎慈善問題を論じて感化院設立の

位置に及ぶ

百目木智理

社 會

◎千秋萬歳◎御慶事の御次第◎皇室と九
條家との關係◎歐洲各國の故例◎國民の

至誠◎地方僧侶の弊◎他山の石◎學生風

紀取締◎新平民の哀願◎本願寺と教育◎

小學校授業料廢止◎臺灣婦人の纏足◎雜

俎

雜 録

◎窮兒悪化の状況

會 報

◎會頭久我侯爵九州巡回記事◎肥前長崎市 肥前市

茶話會◎竹島佛◎筑前福岡龍華孤兒院を参視す◎豊前行橋に一泊◎京

改 教 時 報

第三十一號

大日本佛教徒同盟會綱領

- 一、佛教本來の面目を發揮して、各自の信念を確立し、國民の道德を涵養し品性を陶冶する事。
- 二、佛教の本旨に基きて人道の大義を唱導し、精神的結合によりて國民の一致を鞏固にし國家の隆盛を企圖する事。
- 三、佛教護持の責任を全ふし、健全なる宗教界を形作る事。各宗僧侶を獎勵し、其學徳を高めしめ、又從來の惡弊を改善せしむる事。
- 四、政教問題を研究して、政府をして公認教制度を立てしむる事。
- 五、社會問題を講究して、慈善事業を起し、社會の改善を企圖する事。
- 六、佛教の精神に基ける諸種の教育特に普通教育女子教育を獎勵して、善良なる家庭を形作りしめ、又社交を融和せしむる事。
- 七、積極的方針を取り、實業道德を鼓舞する事。
- 八、教界の組織及儀式をして時勢に順應せしむる事。
- 九、社會に於ける一切の迷信を勦絶する事。
- 十、殖民傳道を獎勵する事。
- 十一、佛教の光輝を發揚し、其感化を普く世界に光被せしむるの策を講ずる事。

謹 み て

皇太子殿下

皇太子妃殿下

の御婚禮と祝し奉る

明治三十三年五月十日

政教時報第三十號目次

- 社説 讀史所感(上)
- 論說 社會問題の解釋
- 社會 公共心の缺乏等
- 雜誌 漫遊途上偶感◎雲水雜記(六)
- 信衆 至誠の心
- 會報 各地ノ景況

本誌廣告

- 一、本誌は毎月二回(一日、十五日)發行とす
- 一、本誌は一切前金にあらざれば御注文に應ぜず
- 一、本誌代金は必ず小爲替にて遞送の事但し郵券代用の節は五厘切手にて一割増の事
- 一、本誌定價左の如し

一部	一ヶ月	六ヶ月	一年	全
金貳錢五厘	金五錢	金參拾錢	金六拾錢	無遞送料

●廣告料五號活字一行(二十七字詰)一回金拾錢

一、爲替振込局は、本郷森川町郵便貯金爲替取扱所宛の事

一、爲替受取人名宛は「東京本郷森川町一番地大日本佛教徒同盟會出版部」とせらるべし

東京市本郷森川町一番地

發行所 大日本佛教徒同盟會出版部

明治三十三年五月十四日印刷 發行編輯人 上村幸三郎

明治三十三年五月十五日發行 印刷人 海本朝太郎

政教時報

讀史所感 (中)

顧みれば今を去ると三百八十二年、實に西曆千五百十七年十月三十一日なりきルウテルが「ウヰツテンベルヒ」會堂の門扉に自家の意見を認め其所信を發表したるは吾人が今尙忘れんと欲して忘る能はざる所、而も改革派の風潮は獨り獨逸國を席捲したるのみに止まらず、瑞士にはツウイングリがルウテルと同一の精神を以て謝罪の販賣に反對せるあり、此兩者は共に宗教改革の唱導者として殆んど同一の思想を有したりしと雖晩餐禮に付て其意見を異にしたるが爲め、ルウテルは痛くツウイングリを攻撃し彼は羅馬教の神學者よりも惡しき者なりと云ひ、或は惡魔に惑はされて其説を述る者なりと罵倒し、其後ツウイングリと相會して、其信仰を談ずるに當り、ルウテルは基督の語は解し難くとも必ず信すべき者なりとてツウイングリを容れ難くしかば、ツウイングリは涙を流して請ふ君、我無禮なる詞を恕し偕に基督信者たるの親交を結べよとてその手を出せしにルウテルは其手を握らず、剩さへ汝等の精神は我等の精神と異れりと放言せり、ルウテルの頑硬なる誠に此の如し、其宗教を思ふの精神に至りてはツウイングリも、ルウテルも、メランヒトンも、カルヅインも其間何等の徑庭を見ずと雖、其主義、其特質、其感化に至りては各多

少の異彩を放てり、故にカルヴィンの如きは其辨舌に於てはルウテルに一歩を譲りたりしと雖、其智力と學力に於ては遙かにルウテルの上にあり、又ルウテルは種々の苦行をなし多年刻苦して後、遂に其信仰に到達したりしが、ツウイングリは彼が如く苦むとなくして早く其信念を堅めたりしなり、又メランヒトンはルウテルに比するに、其膽力と公衆を感動せしむるの能力はルウテルに劣りたりしと雖、彼は只親切と學問を以て人を感化し、諄々として自己の仇敵をも尙説服せんとするが如きはルウテルの到底及ばざる所なりき、彼等は各其特質を發揚し其長處を利し以て其職責を盡したりといふべき乎、

六百有餘年の昔に遡りて之を我邦に見るに親鸞上人、日蓮上人、道元禪師の如き孰れも宗教界の偉人たり、宗祖たるの名に背かずと雖、其取る所又各相異なるものありしとを見るに難からず、況んや舊教の爲に畢生の力を盡せしロヨラ、及ザビエーと新教の主唱者たるルウテル等の思想と相一致せざるは固より當然の事のみ、而も此間、余輩の最も注意せざるべからざるはルウテルの前には教會の惡風を非難し、學問を獎勵し、希臘語の新譯聖書を出版したるイラスマスを要し、又聖書を英文に翻譯せしウヰクリフを要し又ホッスを要し、サゾオナローを要し、ホッスはホヘミヤに於てサゾオナローは伊太利のフロレンスに於て孰れも偉大なる感化を後世に遺したるの一事はなり尙も史を繕くものは必ず親鸞の前に法然を要し、源信を要し、空也、良忍の諸師が既に其改革の半身を現はせし

古今東西の歴史を繕き熟讀反復せば、世人は其意外なる邊に意外の影響を見るを得べく、服装儀禮を嘲りたる新教徒にして遂に舊教的慣習に陥るものあり、保守的思想に甘んずるものと雖、其活ける信仰は却て前者を凌駕する者あり、若し夫れ虚心平氣、皮相の見解に陥るとかく、具に其眞精神を觀察せば、先に纏るの口を以て後に賞せざるを得ず、先に主張する所、後に改むるものあるに至らんと余輩の信じて疑はざる所也

余輩は平生第二十世紀の舞臺が今日の教育ある人士に依て其新局面を開き、世界の日本として縦横に瀾歩し、光榮ある新世紀の歴史をして東方日出國の獨占たらしめ日本之世界として其一大飛躍をなすの時を翹望するもの、しかも此新局面の展開や、新文明の勃興や、必ず宗教の感化に由り、秩序ある進歩主義に基き其理想に到達すべきことを期す、此理想や、實に半面皮相の自由主義に非ず、頑固守舊の保守主義に非ず、之を宗教の發展に徴して此秩序ある進歩主義に依て自然に到達すべき第三者の位置は自ら明白なり、

而も將に來るべき第三者の展開は、箇々の見、箇々の論各多少の異義異論あるべきなり、唯夫れ余輩は常に秩序ある進歩主義を取るを以て、固より彼慷慨の辯悲憤の調、一世を罵倒して快を稱すると能はず、此の如きは余輩が何時にても爲し得べく試み得べきとなればなり、然れども爲し難きとあり、試み得ざるにあり、洛陽の宮殿を畫くは易し、然れども咸陽の火を描くは難し、百千の空中

とを容易に解得すべき也、余輩はルウテルの出現を望まざるに非ず、然れども余輩は先せめては一ホッス、一サゾオナローの信仰と熱誠を見んと欲し、其主義のロヨラたるはカルヴィンたるを論ずるに違あらざる也、所詮余輩は彼白眼冷評の人を惡み、熱誠なる實行者に左袒せんと欲する者なればなり、而して余輩が特に世人に注意を乞はんと欲するの一事あり、何ぞや、カルヴィン神學の盛んに行はるる所は、實に自由人民の住む所若くは共和政治の諸國あり、即佛國及米國の如きは皆カルヴィン派の盛なる所に在り、ゼネーヅを除くの外カルヴィン派の教會は政府の支配を受くるとなく、自治獨立の政をなせり、又英國に於ても、ピニョリックは即カルヴィン派の主義を奉ぜざるものなり、然るにルウテルは羅馬法王に反對して其腐敗を絶叫したりしと雖、一面にはサキソニー侯の後援助力に得る所尠からず爾後ルウテル派の教會は各聯邦政府に屬すると、なり、教會規則の編製、牧師給料の支給等悉く政府の干渉を受け、遂に其自治獨立の精神を害し、羅馬法王の教權に反對したる新教徒は却て政府の順使に服従せり、カルヴィンは時として共和政治の思想に反對したりしと雖、其宗教は却て共和政體の國に行はれ、又ルウテルの唱導したる新教は今日の世人が宗教の理想として其眞精神を發揮したるものとなせども、是れ一面には教權主義と國家主義との闘争と見るも不可なるべく其結果、新教は俗權の力を借りて以て其傳播を助けたるの形跡なしとせず、此の如くんば同じく新教と稱すと雖、固より十把一東同日に論ずべきに非ず試に

樓閣を作る何の難きとあらん、しかも百の一之を實行する尙易しとせず、今の時に急なるは如何にして第三時代の進歩を開き、如何にして新しき活動を惹起すべきかにあり、而して未だ舊屋に代ゆる新設備なく、何等建設の定見なくして、濫りに破壊をなす、是れ豈に危険なるものに非ざるか、所謂秩序ある進歩主義とは信仰なきの改革を喜ばず、新組織を経營せずして濫りに舊組織を破壊するを喜ばず、一歩一歩第三期に進まんとするもの、此第三期や、實に新舊思想衝突の歴史を弄り、兩者正に調和融合躍々として新正面を開き、此に整々堂々として全局の大運動を見るを得べきの時、尙も宗教を思ふものは、一時代より次の時代に推移するの間、暫くも、彼の信仰の燈火なき闇黒時代、迷信時代を見るに忍びず、勢正に此進路を取らざるべからず、此思想や其外観極めて舊なるが如くにして其實験々として新時代に進歩するものは余輩が彼皮相の觀察者と遂に其所見を異にする所以也、夫れ今日の時代は嘗てルウテルが起て羅馬法王に反對せし當時と其形勢を異にせり、十五世紀は舊教が其腐敗の極點に達し、羅馬法王の教權尙強大なりし時なり、然れども今日以て然らず、舊教は假令十九世紀に於て再び其勢力を挽回したるの觀ありと雖、羅馬法王の勢力は又舊時の盛觀なし、人あり、試みに歐洲の中心に立ちて、自らルウテルを以て任じ而して、ルウテルの金科玉條を崇拜して羅馬法王に抗抵せよ、是れ唯ルウテルの摸倣者たるのみ、新教中の舊教のみ、復古的思想のみ、四百年の後にして依然として十六世紀のルウテルたらば、

寧ろ人の笑を招かんのみ、唯夫れ精神はルウテルに取る所あり、畢生の行動は必しも彼を學ぶべからず、或は試にロヨラの唱ふる所を再演して而して舊教の護持者たれ、是れ豈に舊教徒中の舊教たるものに非るか、時勢は進歩せり、今の宗教改革を説く者、時として小學兒童の引論を聞きて我はニユウトンなりと論ずると一般、其幼稚なる寧ろ憐むに堪たり

二十世紀のルウテルは十六紀のルウテルを以て同一に推すべきに非ず、外無信仰の徒に對しては信仰の重んずべき所以を説かざるべからず、或は眞信の衰ふるに乘じて漸く其羽翼を伸さんとする迷信の徒を勦絶せざるべからず、而して内は則將に爲すべき事、改善すべき事、講究すべき事、救済に遑あらず、傳道の途に當る者眞に多忙なりと云べし、しかも前車の覆轍は深く後車の戒むべき所以、鎌倉時代以後六百年の歴史は既に風流三昧に類する隱者的佛教の非なる所以を吾人に教へて積極的活動の大に取るべき所以を吾人に暗示するに非ずや、ルウテル以後四百年の事實は更に新なる知識と經驗を吾人に教へたるに非ずや、歐洲に於て既に陳腐なる思想も我に於ては即新思想たり此に於てか西洋崇拝起り、我に於ては舊套に屬するの事も彼に於ては時として新事實たり、國粹論者此機に乗じて起る、識見の以て此間に超絶するなくんば迂論の人を迷はすや頗る大なるものあらん、所謂新局面の展開といひ新舊思想の調和といふもの早晚政治、教育、宗教、其他一切社會の現象に實現すべきや必せりと雖、國家全局の發展に留意するもの常に之を促進せずんば

則不可なり、頃者世人が頻りに新宗教の物興を説き、又改革の聲を高むるもの要するに、舊佛教の形骸に慄焉たらず、宗教の眞精神たる其信仰の活動を要求するものに外ならず、而して何人か能く宗祖の精神を以て精神とし以て此要求を満足せしめ得べき乎

夫れ宗教は繼續せる國民に非れば到底其圓滿完全なる發展を遂ぐる能はざるもの、而して之を世界の歴史に尋ねるに誰か我大帝國の如き二千五百有餘年金甌無缺のうるはしき歴史を有するものぞ、宜なる哉日本佛教か此間に發達して、先奈良朝に於る社會的運動となり、平安朝に於ける弘法大師の大識見と日本天台の特殊の發達となり、而して遂に鎌倉時代に於ける宗教的活動となり以て國民の靈性を感化したるとの何ぞ偉大なるや、此に至りて佛教は遂に日本宗教たるの眞價を發揮するに至れり、而して今や吾人は此に東西の文明を打して一丸となし、新舊思想渾然として將に抱合融和すべき大時機に際會せり、此際若し一大偉人の起るありて更に日本宗教の發展をなすあらば實に吾人の幸なりと雖、若し夫れ佛教を奉ずる者にして能く最近の思潮に通じ、鎌倉時代に於ける宗祖の精神を以て精神とし信仰の利劍を揮ふて縱橫自在、無信仰の徒と闘ひ更に奈良朝に於ける社會的の事業を復活し、二十世紀に於ける精神界の指導者たることを期せば必しも新宗教の開立といはず必しも宗教の改革といはず、佛教眞理の闡明は活ける信仰として確に世人に大安慰を與ふべく、吾人の懷抱する秩序的進歩に依て、隱約の間着々其改革の實を擧げ、能く時勢

論 說

感化法發布に就て
の所感(再)

月見覺丁

に順應して遂に最後の理想に到達すべきや明か也、是れ實に吾人か確信して疑はざるどころ、日々夜々苦心焦慮して唯其至らざらんとを憂ひ、心私かに自ら足らざるを悲む所以也、今や新局面の展開方に眼前に迫れり、佛教徒たるもの何ぞ唾手一番奮然として蹶起せざる、歴史は今や双手を開て、佛教徒の新生面を大書せんが爲に其報告を待ちつゝあるなり、

今の教界に於て試に左の如きの説を爲さんか、曰く
宗教の本旨は、人をして心靈的安慰を得せしむるにあり
人の精神を救ふにあり、人の罪惡を其根本源頭に於て斷治せるにあり、宗教家は其本旨の指示する所に由りて其天職を盡さざるべからず、此を外にして宗教家の行ふべき業務あるなし、かの物質的に人を救はんと擬するが如きは抑うの餘事のみ、宗教家責任の存する所は茲にあるにはあらざるなり、

と、少しく宗教本来の旨意を解する者より之を見れば、これ固に陳套の言、自明の説、今更之を特言するの要なしと爲さん、然れども奇怪なる今の教界に於ては、此の如きの説を喜ばざるもの尠なからず、甚しきは此を目して頑固の論迂愚

の説となし、俱に文明時代の宗教を談するに足らざるが如く思惟するものなきにあらざ、彼等は謂へらく、此進歩せる時運に靡り徒らに心靈云々を呼號し、精神云々を絶叫するも、人誰か耳を之に傾くるものあらんや、宗教家今日の急務は、力を各種の社會事業に致すに在り、而してこれ實に宗教家の當りに盡すべき天職なりと、而して其所謂の社會事業なるもの如何を問へば則ち曰く、饑者饑に啼くの状見るに忍びざるなり、宗教家は宜しく之に食を與ふるの道を講せざるべからず、渴者渴に叫ぶの聲聞くに忍びざるなり、宗教家は宜しく之に飲を與ふるの方を企てざるべからず、貧賤の者憐むべし之をして富貴ならしめざるべからず、産業なきもの憫むべし之をして産に就かしめざるべからず、曰く何、曰く何、而して其多くは皆物質的に人を救はんと擬するものならざるはなし、知らず文明的宗教家の行動は須らく此の如くならざるべからざるか、嗚呼迂愚か頑固か余輩未だ之を知らざるなり、余輩は今の教界特に吾佛教界の狀勢滔々として此の如くなるを見て、かの陳套の言自明の説今更の如く之を言ふの要なき者を以て、之を今日に大聲疾呼するの緊且急なるを感せずんばあらざるなり、甚哉吾教界の其本を忘れて其末を之れ趁ふや、

今や同盟會は吾教界を警醒して力を感化事業に致さしめんと欲し、大ひに之か鼓吹に努めつゝあり、余輩は之を以て現下最も其宜を得たるの措置たるを信ず、然れども此警醒により此鼓吹に作興せられて感化に従事せんと欲する人士にして、

他の流行物一般の看を爲して之に當らんとするが如き者は固より論なく、假令眞面目に之に當らんと欲する人と雖も、若しかの滔々たる今時の風潮に驅られ、宗教の根本第一義たる精神的救済を後にして、徒らに他の手段によりて其目的を達せんと欲するが如き念あらば、到底感化の効を奏する能はざるは固よりにして、又同盟會の本志に違へるものといはざるべからざれば、寧ろ初より之に従事せざるの愈れるに如かざることと忠告せんとす、余輩の殊更に此の如きの説を爲す抑うの故あり、余輩は時にかの監獄教誨師の報告若くは貧民救助孤兒養育等に從事する人々の報告なるものを見て深く心に慨する所あればなり、蓋彼等の報告其多きは宗教家の手によりて成れるもの、而して其報する所のものを見れば、貧民孤兒囚徒等の衣服飲食の哀れる状、其茲に至りし所以の事情等を記する、往々詳密遺す所なきなきものにあらざり、而かも畢竟は其物質的狀態を記するに止まり、其心靈的狀態を記するもの乏鮮なし、其平生心を用ゆる那邊にあるかは推知するに難からず、夫れ此の如くにして果して能く不良の徒を化し、貧民孤兒等をして知足安分の心底より満足を得せしめ得べきや否、余輩は斷じて其不能を言はんとす、余輩は今より感化事業に身を委ねんと欲する人士の、彼等と同一歩調を取らんことを願はざるなり、

慈善問題と論じて感化院設立の位置に及ぶ

百目木 智 理

而して彼等は同類相集り同氣相求め遂に不良の群に入り悪を働き罪を犯すに至る、これ慈善の方法を誤るもの、人忍ぶべからざるの情あり、慈善の擧太だ美なりと雖も、其方法施設にして宜しきを得ざらむか、却て遊惰の民を導き乞丐を繁殖せしむるに至らむ、吾人の恐る所茲にあり

顧ふに社會事業に盡瘁するは宗教家の本領にあらざるべしと雖も、吾人の信する所に於て誤りなからしめんか、宗教は社會を離れ、人類を遠かり單獨にして行はるゝものにあらず、世に交り、世を救ひ人類の爲めに盡さるべからず、社會事業に盡瘁するは寧ろ宗教家當然の職務にあらざるや、宗教家は精神的救済をなすべし、宗教家は精神的救済をなすと共に加ふる意味に於ての物質的救済をもなさざるべからず、一概に物質的なりとして排斥するは偏狹なる思想に支配されるものといふべし、慷慨惻隱の心なきものは人にあらざるなり、身を挺して危難を救ひ或は不具廢疾のものを憫むは、人情自然の迸發する所に於て例へば宗教家にあらざるも誰か惻隱の心憐れとして與らざるものあらむや、況や社會救済の任務を擔ふ宗教家に於てをや、吾人は感化法の政府より出でたるを以て宗教家は必ず爲すべきものなりとは信せざるなり、然れども吾人は衣を欲するか如く食を欲するか如く、慈善事業は宗教家自らの任務なりと信するを以て之を爲すに於て少しも憚る所なし、是を以て政府の法案たるを否とを問ふの違なきなり、社會事業の發達幼稚なる我國に於て、政府が之を奨励し之を施設するに於て、宗教家の奮て力を効すは強て宗教家の不見識と

社會問題の講究進歩するに従ひ、慈善事業の解釋も稍明了と

なり世人の之に對する疑問漸く氷解し來り、慈善事業の呼聲到處唱道され之が勃興を見るに至れるは、尙に人類の幸福を進め國家の福祉を増すものと謂ふべし、然るに尙未だ慈善事業を目して徒に遊惰の民を導くものとなし、痛く之を排斥し甚しく攻撃するものあれども、吾人は容易に首肯し能はざるなり、慈善事業を以て遊惰の民を養ふ機關なりと解せば、國家或は之が爲め非常の弊害を蒙り其害や測るべからざるものあらむ、慈善事業は單に金錢又は物品の授受所謂施與のみを以て慈善の目的を達したるものと云ふと能はざるなり、慈善事業とは教訓を與へ、教育を施し、一個の職業を授くるものなりとは、近世泰西諸家の等しく唱ふる所、衣を與へ食を給し水を施すを以て慈善事業の本旨なりと解するは誤謬の甚しきものなり、古昔にありては之を以て慈善家の本領と思ひしならむ、今や科學の進歩著しく發達すると共に單純なる施與のみを以て慈善事業の本領と解するは、正當なる見解なりとする能はざるなり

我國慈善事業の發達遲々として進まず、其規模の稍々見るべきものに至りては、寥々乎として晨星の感なき能はず、故に神社佛閣のある所乃ち繁華の地には必ず人の袖にすがり、路を塞ぎ食を乞ふ所謂一種乞丐の徒、三々五々隊をなし慈々としてうごめく者あるをみむ、彼等は一定の住所を要せず、一定の家屋を有せざるも尙能く生活を支ふる所以のものは、神社佛閣に詣する敬神奉佛の念厚き信者の慈哀の手より受くるものあるを以て、彼等は決して常職に就くを好まざるなり、

而して彼等は同類相集り同氣相求め遂に不良の群に入り悪を働き罪を犯すに至る、これ慈善の方法を誤るもの、人忍ぶべからざるの情あり、慈善の擧太だ美なりと雖も、其方法施設にして宜しきを得ざらむか、却て遊惰の民を導き乞丐を繁殖せしむるに至らむ、吾人の恐る所茲にあり

顧ふに社會事業に盡瘁するは宗教家の本領にあらざるべしと雖も、吾人の信する所に於て誤りなからしめんか、宗教は社會を離れ、人類を遠かり單獨にして行はるゝものにあらず、世に交り、世を救ひ人類の爲めに盡さるべからず、社會事業に盡瘁するは寧ろ宗教家當然の職務にあらざるや、宗教家は精神的救済をなすべし、宗教家は精神的救済をなすと共に加ふる意味に於ての物質的救済をもなさざるべからず、一概に物質的なりとして排斥するは偏狹なる思想に支配されるものといふべし、慷慨惻隱の心なきものは人にあらざるなり、身を挺して危難を救ひ或は不具廢疾のものを憫むは、人情自然の迸發する所に於て例へば宗教家にあらざるも誰か惻隱の心憐れとして與らざるものあらむや、況や社會救済の任務を擔ふ宗教家に於てをや、吾人は感化法の政府より出でたるを以て宗教家は必ず爲すべきものなりとは信せざるなり、然れども吾人は衣を欲するか如く食を欲するか如く、慈善事業は宗教家自らの任務なりと信するを以て之を爲すに於て少しも憚る所なし、是を以て政府の法案たるを否とを問ふの違なきなり、社會事業の發達幼稚なる我國に於て、政府が之を奨励し之を施設するに於て、宗教家の奮て力を効すは強て宗教家の不見識と

云ふべからず、亦宗教の根本義に背乖するものと信ずると能はざるなり、徒に空想に耽り理想の高きに止まり、傲然として白眼他の世上を睥睨するか如きは豈宗教家の本領ならむや、本會議に感化法發布に就て、激を發して全國佛教徒諸君に警告し之が設立を促したる所以のもの、焉を時流を趁ひ一時の虚名を釣らむとする卑劣心に出でたるものならむや、感化院の精神は實に少年子弟の墮落を未然に防ぎ、若くは一旦墮落して法網に觸れたる年少者を化して、善良に導き良子弟たらしめんとを期するにあり、爰を以て感化院の効力は他の監獄教誨、免囚保護の下に出でざることは、感化法の性質を知る、のもし認むる所にして、決して余か管見にあらざるなり、試みに今回發布の感化法第五條を看よ

第五條、感化院には左の各號の第一に該當する者を入院せしむ

- 一、地方長官に於て満八歳以上十六歳未満の者之に對する適當の親權を行ふもの、若くは適當の後見人なくして遊蕩又は乞巧を爲し若くは悪交ありと認めたるもの
- 二、懲治場留置の言渡を受けたる幼者
- 三、裁判所の許可を経て懲戒場に入るべきもの

而して年少者の犯罪をなすは多くは父を喪ひ母に別れ所謂水の渚よるべなき孤兒にして、圓滿なる家庭教育を受けざる者、彼等の境遇を觀れば吾人は遂に一滴の涙なき能はざるなり、感化院の設立は一日も苟にす可らず、少年の感化は最も急

務を要するなり、佛敎信徒たる者慈哀の涙を醸きて全力を傾注すべき眞個好問題にあらざるや、現今の我刑法は悪少年を捕へて獄内の懲治場に送る規定にして、感染し易き罪囚者を目撃せしむるか如きは、感化の方法其當を得たるものにあらず、而して今回の感化院は此不完全を補はんとして發布せられたり、吾人は適當の方法を得たるを喜ぶなり、感化院の設立にして市街繁盛の地、若くは監獄署の傍に置くが如きは、少年を感化せしむる適當の措置にはあらざるなり、可及的地僻にして人寰を遠ざかり閑雅幽邃、所謂湖畔水縹緲たるの處、所謂白沙青松の海濱、所謂山紫水明の地を相して之を設けざるべからず、四圍の外物は其氣を移すものにして天然の一大感化は寧人爲の感化より幾層倍の効を奏するや知るべからず、感化院を設立せんとするもの切に此點に向て留意せられんことを冀ふ、忙裡勿々筆を執りてこの一篇を草す、文字晦澁讀者の誤解を招かんことを、これ恐るのみ、

社 會

◎千秋萬歲

五月十日は永く國民の忘れんとして忘るゝこと能はざる、千秋萬々歳を唱へ奉るいともめでたき日にぞありける
さかえゆく御園の松にひなづるの千代のはじめのこゑをさかばや
東宮と 皇后宮のあはしける千代八千代までいよさかばや

つらん、東宮 御慶事の盛典はこの日にぞ擧げさせ玉へり、吾等臣民たるもの今將たいかなる言の葉をもて國家千歳の大典を祝ぎまつるべきや、吾等はたゞ吾等の赤心を捧げて、皇室の長へに天壤ととも無窮に傳り、御國の光り彌が上に輝かせ玉ふを賀し奉らむのみ

◎御慶事の御次第

當日の御次第を聞くに午前七時三十分、皇太子殿下は陸軍歩兵少佐の御正装にて青山の東宮御所、皇太子妃殿下は御和服にて赤阪なる九條邸御出門宮城ある賢所に参り給ひ御束帶、十二單に御召替の上奉告の御式、神酒御拜受の儀あり、終りて 皇太子殿下は再び陸軍歩兵少佐の御正装に妃殿下は中禮服に改めさせられ九時御参内、兩陛下に御對面御杯の儀あり、午前十一時宮城御出門乃ち四頭立の御馬車に御同乗し青山東宮御所に還啓遊はされ、午後三時再び御出門、御参内諸員の拜賀を受けさせられ六時より宴を賜ひ七時還啓あらせられたりといふ

◎皇室と九條家の關係

皇室と九條家との御縁故御淺からざるは今更申すまでもなき事にして從て同家より入内ありし御方少からず又同家に御降嫁あらせられし御方もありて近世御降嫁の御方は後西院天皇第十一の皇女益子内親王にして九條家第二十代關白左大臣輔實公北政所となり第二十一代關白左大臣師孝公の御母公とならせられたり又御入内の御方にては第廿八代關白左大臣尙忠公の第六女あり畏れ多くも先帝の皇后に立せ給ひし英照皇太后と申上ぐるは此の御方なり

◎歐洲各國の故例

歐洲諸國に於ては皇室の結婚は矢

張皇帝の即位後に多けれを其式は極めて簡短にて寺院に至りて聖主の前に大典の誓を爲せば僧正は双方の指環をはめ替へて祈禱を爲す迄にて夫より内安に移る位の事にて近く皇太子にして大婚式を擧げしは澳太利帝國の皇太子なりといへり

◎國民の至誠 我が國民の至誠は千古を通じて古今を貫き曾て變せざるなり、今回の御慶事に付都鄙到る處肅然として祝意を表し奉らざるはなく、吾人臣民が皇室を愛敬し奉る至誠の心は燃ゆるが如し、歡天喜地、熱心のあまり殆ど狂せんとするの狀ありき、國民の衷情將に如此し、九重の雲深き處いかに嘉納せ玉ふらむ、因に云ふ去る十日迄宮内省及東宮御所に着したる賀表數を聞くに左の如しと云ふ尤も郵便に托する者も多かるべければ今後到着する者も餘程の多數に及ぶべしと

一箱に納めたる賀表	千八百二十通
一紙に載せたる賀表	三千七百通
一紙に包みたる賀表	八萬九千三十一通
一郵便に托したる賀表	五萬五千二通
一電信に托したる賀表	二千七百八通
合計	十五萬二千二百六十一通

◎地方僧侶の弊

現今の僧侶が如何に墮落し、如何に腐敗しつゝあるかは蓋し掩ふべからざる事實にして、心あるものゝ竊に慨嘆する所なり、吾人は地方僧侶にありて最も甚しきをみる、吾人は決して地方僧侶を排斥するものにあらず、寧ろ多くの同情を以て之を迎へんとするものなり、此等僧侶の諸氏は一郷の徳教を司り善良なる風習を作ると共に人心に偉大なる感化を興へ由りて以て、社會道德の根底を形つくる

ものにして僧侶諸氏は大に其言行を慎まざるべからず、而れども事實は往々に反し、猜忌嫉妬、他を嘲り人を傷け和合協同の實なく公共の事業は曾て經營せらるることなし、社會問題は措て問はず、慈善事業の如きは進で之を爲すの勇氣なく却て自ら避くるの風あり、而して徒に檀家の數を誇り、收入の多きを争ひ自己一身の榮達を計るに汲々たるもの比々皆然らざるはなし、これ豈僧家の任務ならむや、宗教家の本領ならむや、好し進で公共の事業にあたり、慈善事業に力を竭さずとするも、せめては品行を方正にし稍宗教家の面目を保たざるべからず、今日地方僧侶にしてよく毅然として濁流に染まざるもの果して幾人ぞや、偶、事ありて懇親會を催し席に列するもの僧侶と俗人なりとせば、酒三行ならざるに早くも席を亂し狼藉を極るもの必ず僧侶なりと云ふ、是れ地方巡回したるもの、常に口にする所にして吾人の証言にあらざるなり、苟も佛陀の福音を傳へ一世の模範たらむとするものにして、人生の軌道を踏み外す如きは常識を有するもの、爲す能はざる所なり、此等の弊風を一掃せざれば決して僧侶の品位を高め信用を回復すること能はず、益々弊害を助長し遂に救ふべからざるに至らむ、近時宗教の渴を呼び信仰の飢に叫ぶもの漸く多からむとす、此際奮勵して止まざれば希くは教界の前途其れ必す見るべきものあらむ

◎他山の石 近來新聞に雜誌に一として宗教界の事細大詳論せざるはなし、世人の漸く宗教に目を注ぎ國家と宗教との關係に重きをなすに至りたるは頗る慶すべき事なり、維新

◎學生風紀取締 青年は一國の花なり國家の元氣なり、而して今や少しの氣概あるなく精神あるなし、泰西の人曾て云へり汝の青年を我に示せ、汝の國の盛衰を卜せんと、此青年今や日に月に墮落の深淵に沈み毫も市井の無賴漢と選ぶ所なきに至りぬ、是をしも國家の元氣と稱すべきか、汝の青年を我に示せよ云は、吾人何を以て之に答へんとするか、於是乎學生風紀取締問題は雜然として起る、曰く寄宿舎制度を完備せよと云ひ、曰く法律を以て之を取締るべしと云ふ、皆共に一理なきにあらざるが實行は容易の事にあらざる、殊に法律を以て之を取締るが如きは最も不可能の事に屬す、彼の禁煙法の如き唯單に外部を取締るのみにして今に至りて學生兒童は依然として喫煙をなすつゝあるにあらざるや、法律の原則としては外觀に顯れたる行為より外之を罰すること能はざるなり、學生の風紀紊亂は重に其裏面に隠れたる醜行にして、法律上の効力は決して之に及ぶものにあらざる、元來學生風紀は德育上の問題にして法律教て之に容喙すべき者にあらざるなり、

要するに今日學生墮落の原因は一般家庭の不潔と悪友の感化多きとに歸せざるべからず、學生風紀を取締らむとするもの先づ此點に向て注意を拂はざるべからず、笈を負ふて都下に集り來るもの蓋し萬を以て數ふべし、此等の學生が相率ひて滔々として腐敗の傾向に進まむとするは國家の爲め甚だ悲むべき現象なりとす、文部省が地方中學校設立を奨勵し學生の東京に遊學するものを可及的尠からしむる方針を執りたり

以來政治上の變動に従ひ物質上の改善に銳意熱心のあまり宗教、教育の如き精神上に重きを置かざりしが、今や實に局面一轉して宗教、教育上の問題は續々踵を接して起るに至れり、今後の舞臺は宗教、教育の二大問題によりて活劇を演じ、國家は是に由りて新生面を生ずべし、宗教家の責任は益々大なるべし、然るに吾人は日々新聞紙を讀む毎に僧侶腐敗の聲を聞かざるはなし、殊に「時事新報」の如きは痛快なる警語を放つて吾人を教ふるに當り一再に止まらず、其論旨問く吾人の首肯し能はざる所ありと雖も、他山の石以て我珠を磨くに足らずとせんや、近頃寺と檀家との關係に就て例の筆鋒を以て論じて曰く、

抑も世人が父母若くは最愛の子女の葬式を寺の僧侶に託し又は法事を行ふに之を招いて贖經せしむるは畢竟その僧侶を信するが爲めにして、心身の相違こそあれ其趣は自身の病を自ら信する所の醫者に託するに異ならず、今の人々を見るに醫者に對しては去就退避甚だ自由にして假令父母の掛りたる醫者にても、自ら其後備を信せざるは更に他の醫者に依頼して幸も遠慮せず(中略)然るに精神上の安心を託する僧侶に至りては幸も其徳不徳を問はざるは我輩の了解に苦む所なり、祖先代々の墳墓位牌は現に其寺に託しつゝあることなれども、是は偶然の縁にして未來永劫決して離るべからざるの約束あるにあらず、或は其寺の僧侶にして幸に清淨潔白有徳有徳の清僧ならんには、祖先來の檀那寺として檀家の關係を維持するは勿論なれども、今の僧侶輩を見れば斯る清僧は甚だ稀なりといへば過言にあらずべし(略)凡そ人間の生涯に精神上の安心は甚だ大切なるはなし自身の病氣にても治療法に不安心とあれば忽ち醫者を代ゆるの常なるに父母妻子の葬式法事を檀多非人に等しき僧侶輩に託して安心なりは我輩の斷じて信する能はざる所なり左れば世間の人々にして眞實安心を得んざらば檀那寺の關係を眼中に置かず唯その僧侶の人物如何を見て自由去就すること、爲さる可らず即ち其住職にして清淨潔白の清僧なれば固より差支なしと雖も若し例の腐敗坊主ならんには遠慮なく其寺を取換へて風々他に移る可し云々

と云ふ、これ亦一策として見るべきなり、風紀取締問題は實に國家重要問題にして善良なる方法を講ずるは目下焦眉の急務なり

◎新平民の哀願 丹後國中郡長善村字善王寺端村平民石岡新助外二十一人より此程京都府知事へ差出せる哀願書は左の如し

本郡に於ては平民同様に御意は只有名無實にして是實に非ず申我等戸數の銘々古來より今に至るも穢れ賤しき者と稱へ壓制排斥せられ御一新以來三十餘年の年月を経過するも未だ御仁澤に浴し同村學校内に於て平等の教育を受ける場合に至らず去る明治二十八年より兵士三名入營に付ては彼等一人に屯營の御門に立つ者あれば我等不面目の次第と當時猶更排斥甚しく只銘々共に子弟等今に至る迄文盲にて枵腹候様の手段のみに候何卒特別の御恩賜を以て貴めては男子たりとも平等の學業に進み候様願御採用被下度別紙手紙出申(略)書寫(略)相添へ組内連署を以て此段願奉(以上原文の儘)

去れば府廳にても普通教育奨勵の折柄打棄て置くべからざるよし直ちに視學官を同郡へ派遣し郡長及村長等と協議の上一般學齡兒童と共に就學せしむる事と爲せりと、思ふに文明の今日未だ沿ねく其德澤に浴せざるもの此一國に止まらずして尙多かるべし、生存競争のあらん限り人生の階級素より打破すべくもならずと雖、狼に階級によりて他を排斥し壓制を加ふるか如きは國家の發達を妨ぐるは云ふ迄もなし、教育家、宗教家は宜く其責に任せざるべからず

◎本願寺と教育 曩には佛教大學を起し今又仙臺、四國等の各地に佛教中學を起し、學科の程度は公立中學校同等とし別に佛教學を加ふることとし、組織は純然たる私立中學校に倣ひ目下設立認可申請中にて之か許可を受け次第、大に門戸を開き僧侶と俗人とを問はず、凡て希望者を入學せしむると

に決定したる由、吾人は本願寺が獨り各宗に先んじて着々として教育の方面に力を注ぎ、専ら人材養成に意を用ゐらるゝは吾人の大に多とする所なり、希くは其設備を完うし益々教學を奨励せられむことを望む

◎小學校授業料廢止 今回の小學校令改正には稍、不同意のものもあるよしなるが、大体に於て賛成者大き由、改正令の結果として小學校授業料を廢止したる理由を聞くに、是迄尋常小學校の授業料は全國を平均して一人僅に五六錢に過ぎず又一學校に就て云へば經費總額の二割に過ぎざる少額なるが故に此僅少なる授業料を市町村費に取立つるも決して其負擔を苛重ならしむる程に非ず殊に全體を平均すれば一戸に付大抵一人の就學兒童を有するに依り授業料として納むる經費を市町村費として支出する丈の相違にて寧ろ二重の手數を省くの便宜法ともある可し又一方より云へば授業料に多少の等差あるが爲め其最低の授業料を納むる兒童は自から其貧窮を耻づるの氣味ありて教育上に害あり而して父兄の身に取るとは貧富の懸隔甚だしき割合に授業料の等差甚だしからず殆ど同格の教育費を支出するものなるが故に却て市町村費として貧富の程度に應じ徴收すること國民教育の趣意に協ふものなる可し若しも然らずして授業料を徴收しながら貧民に向つても尙は義務教育の履行を強ふるは固より至當の事に非ず今回の小學校令改正は此等の事情に依り授業料廢止を旨とせしものなれば實施の上は兒童の就學を奨励し國民教育の實を擧ぐるの効少なからざるべしと云へり

るものを穿ちて華繩を施し鞋上を飾るものあり、或は脚環を入れ鈴又は鼓鐘の形を附して玲瓏たる音聲の發するを喜ぶ者あれども、此等は中産以上の家ならでは爲し難きこと、猶足蹴凹陥し足背穹隆して、前底下に向ひ踵部との平衡を得ざるを以て繻鞋の間より跟下に高さ一二寸の木片を挿入して、脚底の平均を保ち以て歩行を助くると云ふ

要するに脚部を緊束する甚しきを以て疼痛を感じ食を減じ寢を廢することあり、甚しきは寒夜を脱して悶熱を去り、或は皮肉腐爛して歩し難きもの、或は腐爛の餘途に指頭を失ふものありと云ふ、随分殘酷なる習慣と云ふべし

◎雜俎 御慶事に先たつこと前一日、乃ち去る九日を以て六十人の功臣に男爵を授くるの御沙汰ありたり、其中自己の勳功によるもの三十人、父祖の勳功によるもの三十人、誰か聖恩の優渥に感泣せざるものあらんや◎三田の慶應義塾にては先頭修身要領を發表し之か實行を期せんとて所謂三田流の道徳主義を宣布せんとして人を各地に派しつゝありと云ふ、兎角の批評はわれども吾人は今日の社會其勇氣を喜ばずんばある可らず◎去る八日金澤市より「政教新聞」脈々の第一聲を擧げぬ、吾人と主義を同じくし、綱領を一にするもの吾人は吾人同志の生れ出たるを賀せざるべからず、知らず果して世の風波に堪ゆるや否や、切に其健全を祈る◎東京市養育院にて收容したる六七歳の小童は監督者の目を盗み、聞くさへ胸わらき毛虫、蛆虫等の類を捕へ舌鼓を打ちて食ふと云ふ、うが身體は如何なる生理的のものにや◎佛骨奉迎委員は愈來る廿三日

神戶出帆の博多丸にて渡航せらるゝとの事、南條博士は一旦大谷派新法主の隨行を辭せられたるは何か意味ありげに噂をなすものありしが、素より温厚篤實の博士の事とてさる事のあるべき筈なく、たゞ一身上の都合によりて萬止ことを得ずして辭退されしも遂に再び出發せらるゝ事に決定したりと云ふ

◎「青年の福音」といふ耶穌教徒の機關雜誌は國民和氣黨々として敬祝し奉る國家千歳の大典に向て何等の亂臣賊子ぞ「人生の大慘劇」と題し大不敬の文字を臚列して 皇室の尊嚴と神聖とを潰さんとせり、由來耶穌教徒には不忠不義の輩多し國家の爲め慨嘆せざるを得ず◎花開き花謝し九十の春光瞬間にして盡き、滿山の新緑鬱々葱々たり、花の開落吾に於て何等傷心の事なしと雖も、人生の行路轉た之に類することなしとせむや、毀譽素より問はず况や褒貶をや、顧みて教界の前途を想へば醉生夢死、渾沌として惘然たり暗然たり、噫

窮兒悪化の狀況

左の一篇は東京市養育院幹事並に本會總務員安達忠忠氏の筆に成り同院より已に出版したるものにして時節柄一讀を要するの價値ありと信じ本誌より之を轉載することゝしぬ讀者諸君に利益する所あらば幸なり

(一)窮兒の種類 窮兒の種類は、皆父祖傳來の者にあらず中には傳來の者なしとせざるも多くは左の種類なり 一父兄に捨られ頼るべき所なき者

東京の下流社會は、月に幾回も移轉するものあり、生計困難に際すれば其子を
 匿去り、又は放逐するもの少からず、若し其子女にして、十歳以内にて乞食を
 なす能はざれば、夫々の手續を経て棄兒として救はるべき際なれども、彼貧民
 の集居には、乞食を樂とする者多きが故に、捨られたる者も常に之を見習ふが
 爲めに、直に乞食群中に投じて救はるゝの道を得ざるなり

る小兒を携帶するを見れば、誰か哀憐の情を起さるものあら
 んや、四十五十の壯年なる男子が、懷中に當才子を抱き五六
 年なる幼兒の手を引き連れ、此程妻に死なれ小兒二人を取遺
 され、家業にも出られずとて、泣々店頭に立たば誰か一縷の
 涙を灑がざらんや、寒夜赤子を抱て寒風にさらさるゝ老婆の、
 娘に死なれて此子を遺されたりといは、誰か數錢を投じて
 彼を救ふを思はざらんや、試に線日を徜徉せば、此種の者を
 多々見受る事あるべし、是等の小兒は此損料屋より貸出す者
 多しといふ、而して瘦衰へたる者は、損料貴く、肥満なるも
 のは損料廉なり、其價は十錢以下二三錢に至ると云ふ、此事
 情に依りて、彼の損料屋が此小兒を養ふ状況を思へば其殘忍
 にして小兒をして肥満せしめざる方法を用ゆるや知るべきな
 り豈驚くべき状態にあらざるや

右の外にも乞巧の子乞巧となる者もあるべく、又他に種々の
 事情に出るものもあるべけれど、詮ずる所棄兒遺兒の二種
 に外ならずとす、扱此社會の棄兒遺兒に就ては、甚だ奇怪なる
 現象の存するものあり、曾て下谷萬年町の貧民窟を取調たる
 とき、三四才位なる小兒を六名有したる一家ありき、皆同年
 齡あるが故に一見して其の家に生れたるものにあらざるを知
 る、就て之れを糺せば、曰く彼は隣家の車夫某の置去にしたる
 小兒なり、是れば此の長屋内に棄られたる者なり、惘然なる
 餘り斯の如く育て置くなり、其の言を聞けば頗る貧民中の
 慈善家の如し、當時其の行爲に感し斯る貧民窟にも仁義は存
 する者よと思ひたるに、充分に、取調れば、何んぞ聞らん、
 彼は實に殘忍なる小兒の損料屋ならんとは、小兒の損料屋と
 は甚だ怪しむべきが如しと雖も、社會には此種の者少からず、
 而して此損料屋は多くの棄遺兒を養ひ、乞巧等に損料を徴し
 て貸與するものを知るべし、不具癡疾の乞巧が、瘦せ衰へた

右等の乞巧の結局は、拘摸、竊盜、強盜旅行病者となり公共の
 費用を以て收養せらるゝなり、其事實を詳明せんとせば、窮
 兒が幼年より壯年に至るまでの變化を説かざるべからず
 窮兒の状態を観察するに、年齢に依りて、種々なるも状況に
 (二) 窮兒の變化

變化するものとす、人の袖にすがり、人の軒に立て、哀を請
 ふ者は五六才以上十一二才以下を多しとす、風體を紙屑拾ひ
 等によるはひて種々の小盜をなす者は十才以上十四五才迄の
 者多く、是より以上は拘摸と化し、立ん坊となるものなり、
 試に淺草公園、京西本願寺、其他所々の墓地を徘徊して、
 人の袖にすがり哀を乞ふ者を見よ、多くは五六才より十一二
 才以内の小兒にて其以上の年齢に見ゆる者は甚だ稀なるにあ
 らずや、斯る小兒は、自己の意思より出で、乞巧をなすに非
 ず、多くは老人壯者其陰に在りて之を使役し、成るべく悲哀の
 情をよそはめて他の愛憐の情を惹かんとする者なり、十年以
 上の者は、人の哀憐の情を惹くこと薄く、之に施與するもの
 少きが故に、止むを得ず、其手段に變化を生せざるを得ず
 (三) 窮兒進んで「ボタハジキ」及「カツバライ」
 となる

の中に最も敏腕なる者より漸次に親方に屬して眞成の拘摸
 と化するものなり、「カツバライ」は多くは紙屑籠を背負ひ、
 又は手に小籠を携へ、其形相は紙屑拾ひなれども、十中の九
 までは純然たる屑拾ひに非ず、唯警察官の叱咤を驅逐を免れ
 んが爲と、裏小路又は邸宅内の塵捨場等に入込むに人の嫌疑
 を避けんが爲の便宜に斯る状態を装ふ者にして、彼等は小路
 又は裏屋などに入込みて、紙屑糞桶などを拾ひ取ると共に他
 人の隙を窺ひて衣類履物等を手當次第に取り去るものとす、
 到る所に紙屑拾ひに入る可らずと書したる木札を打付たるは、
 此害を避けんが爲の豫防にして、彼等が如何に他を害するか
 は、彼木札の多く打れたるを以て之を推知するを得べし、
 彼等の所爲は是に止らず、辻店、食物店又は神佛の賽錢など
 を窺ふて之を盗み取るものなり、窮兒が往々貳尺計りの棒先
 の曲りたるものを所持するを見るべし、彼棒先には鳥糞を付
 したるものなり、是彼等が神社佛閣の賽錢箱の中に指し入れ
 て賽錢を釣り上げ、又は店先の小物品を釣り取るの用に供す
 る者とす、彼等は晝夜種々の手段を研究して斯る悪事を働く
 事に身を任ぬるが故に、悪事に掛けて辛抱強き事は驚くに堪
 へたり、何れの町内にも彼等に些々の金品を盗まるゝ者、
 日として之をあらざるなれども、何れも些々たる金銭物品
 なれば、被害者も一々之を警察署に届出る者なし、又彼等の
 敏捷なる些かの隙隙に乗じて、金品を盗み去る事、恰も慮の
 地上の物をさらひて飛去るが如し、故に是を晝盜とも名くる
 なり、此働きの巧妙なる者は、窮兒群中の兄株と尊崇せら

抑も「ボタハジキ」及び「カツバライ」なるものは、前記の如き
 境界を經過して成長したる窮兒の將に拘摸、竊盜等に變化し
 つゝある所の一階級に屬する名稱なり、而して「ボタハジキ」
 は拘摸の雛子にして「カツバライ」は竊盜の雛子なり、「ボタ」
 も「カツバライ」も共に十四五才より十五六才の者多しと雖
 も、十二三にして既に其仲間に入るものあり、「ボタ」は概ね
 「カツバライ」となる者より一層利發にして、奸才に長じたる
 ものとす、而して「ボタハジキ」が業とする所は、線日又は種
 々の群集を當込みて些々たる金品を拘摸取るものなり、然れ
 ども彼等は眞成なる親方を有したる拘摸に非ず「ボタハジキ」

なり、此働きの巧妙なる者は、窮兒群中の兄株と尊崇せら

れ、遂には衆多の窮兒を使役して親方となるに至り、子分より収入高の幾分を徴収して彼等に乞巧の方法より悪事を働く手段を教授するものとす、右等の窮兒は單に斯る悪事を働くのみにはあらず、乞食をも爲すものあり、彼等は人の哀憐を惹かざるが故に、其乞食をなすに當りては三五群をなして、多忙なる店頭立ち、哀を乞ふて頑然動かす蓬頭垢面、身に襤褸を纏ひたる者の佇立せらるゝは、多忙なる商店にては、甚しき迷惑を感ずるより止を得ず數錢を投じて之を去らしむ、然れども、多くの窮兒中右の境界に安るるは、概ね十二三才より、十五六才迄の者を多しとす、試に彼等の群を見よ、稀には十四五才とも見ゆる者あれども十中一二に過ぎず、左れば十四五才以上の者は如何に成行くやを考へざるべからず、實に彼等の成長は社會に大害を流すの泉源と化するものにて、詳かに此情況を觀察し來れば誠に戰慄せざるを得ず(つゝ)

會 報

久我會頭九州巡回紀事(續)

肥前 長崎

◎四月三日 午前二時武雄有志に送られて、發車、黎明長崎着、地方有志者の停車場に出迎ふるもの數百人、各種の旗を樹て、腕車數十輛、相連續して走り、實家に入る、面謁を乞ふもの旅館に蝟集し來る、◎光永寺演説會 同日午後一時より桶屋町光永寺に於て演説す、是より先き、地方有志者は難關の甚しさを慮り、豫め入場券を頒布し、之を有するも

時之を掲げて、芳志を傳ふるとせん

肥前武雄に於ける

◎杵島佛教會 同會の創立趣意書及び規則を得たればこれを左に掲ぐ、猶該會は今回改善を加へて其趣意を擴張する由なれば其際復掲載するにあらべし

杵島佛教會創立趣意

熱々方今我帝國ノ現勢ヲ察スルニ征清ノ役全捷餘德ノ光榮トシテ條約改正已ニ成テ内地開放セラレ外人雜居殆ント眼前ニ迫ル誰カ爾何ノ看過シテ可ナラシ哉試ニ思ヘ教育實業諸般ノ準備ノ緒ニ就クト雖モ國家ノ氣脈精神ノ團結ナキニ臻テハ當ニ徒然タルノミ
惟フニ吾佛敎ハ國史上ニ特殊ノ關係ヲ有シ爾來國體ヲ守護シ永ク大和民族ノ精神ヲ支配シ來ル日本特有ノ佛敎ナルモノナリ豈國家ノ氣脈民心ノ統合スル佛敎ヲ措テ復タ何ニ依テカ保ツコトヲ得ンヤ
然ルニ時漸ク降り弊習生シ隨テ國民奉佛ノ意志ニ滿ク爲ニ護國ノ思想ニ乏シ依テ内地雜居ノ關門將ニ閉リ鎖鑰ヲ開カレテスルアルモ一思半慮愛ニ至ラズ姑息ニ安シテ進取ノ氣ナク多クハ習慣儀式ヲ以テ終ラントス噫斯ノ如クニシテ徒然經過シ途ニ起ツコトナクハ外人雜居ノ曉キニハ自然妖敎ハ國民ノ膺裡ニ侵入シテ日本特有ノ精神悉クハ消乏セン
果シテ然ラハ愛國ノ士奉佛ノ徒豈對岸ノ火災視シテ可ナランヤ奮然蹶起同心協力シテ以テ佛敎擴張ノ進路ヲ取リ以テ社會ノ安寧ヲ護セシムハ百年ノ大計過チナキチ奈何セン
嗚呼千歲一遇ノ秋ニ遭遇シツ、姑息以テ時ヲ誤リ因循以テ機ヲ失ナハ、何ノ面目アリテカ社會ニ立ツコトヲセシム
吾曹竊ニ茲ニ佛敎ノ頹凋ヲ既例ニ挽回セント欲シ自ラ奮テ杵島佛教會ナルモノヲ組織シ佛敎ヲ顯揚シテ一乘至極ノ妙理ヲ敎示シ進テハ國體ヲ守護シ以テ皇恩ノ萬一ニ奉答セント欲ス冀クハ敎界ノ志士社會ノ現象情況ヲ實慮シ迅ニ此ノ舉ヲ發セラレントコトヲ爾云

明治三十年十一月 日

創立員敬白

杵島佛教會規則

- 第一條 本會ヲ杵島佛教會ト稱ス
- 第二條 本會ハ本部ヲ幹事長ノ所在地ニ置キ支部ヲ擴充ノ場所ニ設ク
- 第三條 本會ノ目的ハ佛陀ノ道則ニ依リ吾人ノ智徳ヲ増進シ帝國ノ光榮ヲ宣揚セ

のに非れば、當日入場する事を謝絶する方法を執れり、ざるを以て當日門前に至りしも、空しく踵を回せしもの其數を知らずと雖、猶さしもに廣き光永寺の大堂も、堂といはず、奥といはず又椽といはず、悉く人の山を築き、滿堂立錫の地なきに至れり、加ふるに當日は、風なく塵起らず、無上の快晴なりしを以て、境内肩相摩し、踵を回すもの相絶えずして、而も滿堂遂に空席を見るに至らざりき、以て當日の難關の如何に甚しかりしを知るべし、第一席は深堀豐太郎氏地方有志として、侯爵を迎ふるの趣旨を述べたり、氏は前に東京早稲田專門學校を卒業し、專門校内佛教會幹事として、佛教青年會幹事として、頗る斯道の爲に努力せられ、現今は當市商業學校にありて教鞭を執られつゝあるなり、第二席常盤文學士は佛教倫理の根本主義なる知恩報徳より説き起して、社會的活動の根源に接觸し、第三席近角文學士は佛教史上に論議を据えて、今時敎家の執るべき方針を示し、且つ内部制裁の切要あるを説き、いづれも其熱誠の點に於て其論議の確たる點に於て、滿堂をして覺悟す、拍手喝采せしめたり、最後に侯爵の挨拶あり、同盟會の必要より、現時の社會を改善するは同盟會の責任なる旨を述べられて散會せり、◎茶話會、演説後引續き、該寺書院に於て、各宗僧侶、門徒、記者、教員等數十名圍座の上、茶話會を開き、席上侯爵より同盟會組織に關して依頼する所あり、近角學士より同盟會の方針に關して陳述する所あり、曹洞宗皓臺寺、眞宗正木新(專門學校得業)同伊澤道暉(慶應義塾得業)三角(眞宗大學林卒業)佛光寺執事有馬憲文大谷派管事荒木圓陵諸氏互に胸襟を開きて、贊否を論じ、結局各宗僧侶諸氏悉く同盟會贊成の旨を記名調印し、直に委員を撰び、不日檄を傳へて後事を協議すべしとの事にて散會せり、猶同日有志者一同の希望は感化院よりも寧ろ女學校にあり、鞏固なる團體組成の上は女學校設立に向て全力を傾注すべしといふ、◎幹旋諸氏 同地にありて今回幹旋せられたる有志者頗る多しと雖、一々之を記慮せず、他日芳名を得るの

マニヤリ

第四條 本會ハ時置テ計ヒ布教場ヲ設ケ演説諸語ヲ開進シテ會旨ノ擴張ヲ謀ルモノトス

第五條 本會ハ佛敎ニ關スル新聞雜誌雜覽所ヲ設クルモノトス

第六條 本會ハ會員ヲ左ノ二種ニ分ツ

一 正會員 會費トシテ毎年金五錢以上ヲ喜捨スルモノ

一 特別會員 本會維持上特別ノ功勞アルモノ

第七條 本會ノ一會費及ヒ寄附金等ヲ以テ支辨スルモノトス

第八條 本會經費ノ出納ハ主計之ヲ司リ月報表ヲ製シ毎年二期ノ大會ニ報告スルモノトス

第九條 本會ハ左ノ役員ヲ會員中ヨリ大會ノ終ニ選舉シ諸務ヲ會務ヲ整理セシム

但役員ハ其ノ任期ヲ滿一ケ年トシ再撰スルコトヲ得ル

一 幹事長 本會一切ノ事務ヲ整理ス

一 評議員 本會事務ノ必要アルコトニ幹事長ノ報告ニ依リ集會討論スルモノトス

一 布教員 幹事長ノ指揮ニ依リ各支部ノ總會ニ出張スルモノトス

一 理事 幹事長ノ指揮ニ依リ各支部ノ會務ヲ司ルモノトス

第十條 本會役員ハ總テ無給トス

但シ實費ハ之ヲ支辨ス

筑前福岡

◎四月四日 午前四時、星宿を戴き、有志數十名に送られて、發車す有志一行を送りて、或は道の尾に至り、或は長輿に至り、中に大村に至れるものあり、惻誠思ふべし、列車轟々、鳥巢に至れば、谷口福岡縣書記官、香椎宮司等三氏來り

て侯を迎ふ、是侯が香推追遠祭副總裁たるが爲に、今回の漫遊を期とし、之を迎へて其勞を慰せんとせるなり、博多下車數十名の士に迎へられて東公園一方亭に入り、晝餐、松下市長、谷口書記官、警部長、實業家等有志數十名交々侯の壽を爲す、餐後、近角常盤二學士は三苦朝次郎氏の案内によりて萬行寺内龍華孤兒院を參觀す、三苦氏は同院創立員の一人なりといふ、因に記す、同地有志中にも同盟會に同情を寄せしもの一二にして止まらざりき、

●豊前行橋

●四月四日、午後六時小倉に着す、同地素封家守永兩家の幹旋により、中西旅肆にて休憩、武田圓道、傳伯道、伊藤令衆、藤堂英龍、廣瀬一郎、榎權吉諸氏、或は一組を代表し、或は教務所總代として、或は行橋町信徒總代として、或は小倉町門徒總代として歓迎す、七時同驛發車、守永兩氏特に同車して見送らる、八時半行橋着、折しも祝報の煙火十數發の響を傳へ、近郷の紳士、紳商、各宗信徒、僧侶等の出迎ふるもの堵の如し、行橋署長警部巡查侯爵を警護して腕車に導き停車場より前代議士堤久氏邸まで幾町の間、歡迎者絡繹として絶えず、九時同邸着、京都郡佛教同盟會員井上道亮、布教使草野本誓諸氏出迎ふ、横尾淡海氏は京都郡を藤代龍淨氏及び長尾良溪氏は田川郡法中を代表して同夜伺候せり、●演說會、四月五日、午前九時京都郡今元村淨喜寺に於て、演說會、非常の快晴なりしを以て近在近郷より騰集し來れる善男善女の夥しき、實に非常なるものあり、此附近の宗教熱の盛なる佛教の感化のあまねき、多く他に比類を見ざる所なり、或は既に前夜より來りて堂に宿するもの三分の一なりしといふ、九時腕車に送られて今元村に至る、送るもの、迎ふるもの、皆喜んで狂せんとし、其情真に鞠すべきものあり、煙火空に響き、緑門の翠色歡迎の狀あり、會場は三千人を容るべしと雖、猶狹隘を告げしを以て、特に女子の爲に、隣接せる淨慶寺を以て其會場に充てしが、是亦滿堂溢るゝが如く、共に

立錫の餘地なき盛況を呈せり、先づ淨喜寺に於て、例の如く常盤、近角二文學士の熱心なる演說に引續き久我會頭の挨拶あり、一同皆歡喜雀躍せり、淨慶寺に於ては二十分を後れて、常盤文學士の演說に引續き、侯爵の挨拶ありて、侯爵は常盤文學士、中堀駒太郎二氏を伴ひて、中津に向て去り、近角文學士は歸京の途に就かんが爲、こゝにて分袂するところなり、近角學士は最後に女子の爲に懇々の談話ありて、直に停車場に趣けば宛も侯爵が南下の列車の發せんとする折なり、警部某氏、豊州鐵道會社津川立之助氏其他見送するもの數百名、同地演說會場にありし時間は僅々三時間に過ぎざりしも此一行の同地に與へし影響蓋し鮮少にあらざりしならん、●幹旋の人々、武田圓道、原田良遜、矢島菊千代、藤丸富丸、今井良正、藤代龍淨、長尾良溪、加來圓成、堤半六、中勝七、林田壽市、二見直平、前田英太郎、工藤藤太郎、進壯平、横山忠平、龜村傳二郎、横山某、秋滿政平、廣瀬一郎、榎權吉、岩生庄二郎、中野新平、村上庄藏、福谷庄八、玉江彦衛、熊谷關平、白川安太郎、末次傳六、同定八、關多三郎、白石元藏、西本彦平、小今川忠平、片岸善助、濱田清一、金子直平の諸氏、或は歡迎に、或は會場整理に、其他諸般の準備を整ひ、斯の盛況を作せしは、頗る感謝の念に堪へず、謹んで芳名を列記して、其盡瘁の勞を謝す。

(以下次號)

